

泉南市コミュニティバス広告掲載取扱い要領

(趣旨)

第1条 この要領は、泉南市広告掲載要綱（平成20年11月17日施行。以下「要綱」という。）に基づき、泉南市コミュニティバス（以下「コミバス」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(種類及び範囲)

第2条 コミバスに掲載する広告は、車内に掲載する広告とし、公共性および公益性を妨げないものであって市民に不利益を与えない中立性のあるものとし、その範囲は要綱第4条及び泉南市広告掲載基準の規定を準用するもののほか、次に該当するものは掲載しない。

- (1) 泉南市コミュニティバスの品位を汚すもの。
- (2) たばこ、アルコール飲料又は消費者金融に関するもの。
- (3) 泉南市が推薦等しているかのごとき表現をしたもの。
- (4) 求人広告又はこれに類するもの。
- (5) 誇大表示又は不当表示その他表現方法が不適切なもの。
- (6) その業を営むについて官公署の免許、認可等を必要とする場合に、その免許または認可を受けていないもの。
- (7) 広告主（団体にあつては代表者を含む）の営む行為等が社会的批判、指弾の対象となっているもの。
- (8) その他広告として掲載することが適当でないと市長が認めるもの。

(広告掲載の申込み及び決定)

第3条 コミバスに広告を掲載しようとする者（以下、「広告主」という。）は泉南市コミュニティバス広告掲載申込書（様式第1号。以下「申込書」という。）を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、前項の申込書の提出を受けたときは、前条の規定に基づき、広告掲載の適否を決定し、その旨をバス広告掲載決定通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。
- 3 市長は、広告の掲載に関して疑義が生じた場合、要綱第5条第4項の規定に基づき、泉南市広告掲載審査委員会に審査を申し出、審査を受けるものとする。

(広告の規格及び広告の掲載料)

第4条 広告の規格及び広告の掲載料（以下「広告掲載料」という。）は、別表1のとおりとし、広告主は広告掲載料をバス運行事業者に支払うものとする。この場合において、広告掲載料のほかに発生する費用においては広告主の負担とする。

2 前項の広告掲載料は広告掲載前にバス運行事業者に支払うものとし、広告主はバス運行事業者から請求のあった日から10日以内に支払わなければならない。

(広告を掲載する位置)

第5条 広告を掲載する位置は別表2に定める。

(広告の掲載期間)

第6条 広告を掲載する期間(以下「掲載期間」という。)は1か月単位とし複数月にわたる掲載も可能とする。

(広告掲載の取消)

第7条 市長は、次の規定に該当する場合、広告掲載期間中であっても、広告主に通告することなく広告掲載を取り消すことができる。

- (1) 指定する期日までに広告掲載料の納付がなかったとき。
- (2) 法令に違反し、もしくは抵触するおそれがあるとき、またはこの要領に違反するとき。
- (3) その他、広告主に関係する事情により、当該広告主の広告を掲載することが不相当であると市長が判断したとき。

(広告主の責務)

第8条 広告主は、広告内容等掲載された広告に関する一切の責任を負うものとする。

- 2 広告主は、広告掲載により第三者に損害を与えた場合は、広告主の責任及び負担において解決するものとする。
- 3 広告主は、市長が指定する期日までに広告物を作成し、市長が指定する場所に掲載するものとする。
- 4 広告主は、広告期間終了日までに当該広告を撤去又は回収し、原状回復するものとする。
- 5 広告主は、広告物の破損、滅失、紛失又は毀損が生じた場合、市に損害賠償を求めるとはできないものとする。
- 6 広告主は、掲載する広告が大阪府屋外広告物条例(昭和24年大阪府条例第79号)の規定により許可を受ける必要がある場合は、広告主の責任及び負担において許可を受けるものとする。

(広告掲載料の返還)

第9条 広告掲載料は返還しない。ただし、市の都合により広告の掲載ができなくなった場合は、この限りではない。

(その他)

第10条 この要領に定めのない事項については、市長と広告主が協議のうえ、決定するものとする。

附 則

この要領は、平成25年4月1日から施行する。